

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年以来、国境付近におけるロシア軍の増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と事態の打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領はウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方的に承認する大統領令に署名し、24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始した。

ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為として、国際法違反であることは明白である。

ロシアは、国際社会の強い批判にもかかわらず、侵略行為を継続しており、市民への被害拡大が憂慮される。

また、プーチン大統領は、核抑止力部隊の警戒態勢を引き上げ、核兵器の使用をほのめかすことで、ウクライナをはじめ欧米諸国を威嚇している。このことは、非核平和都市宣言を掲げる魚津市としても、到底看過することはできない。

よって、本市議会は、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、日本政府が強調した制裁措置に加え、緊急人道支援等の必要な対応を迅速に行う姿勢に強く賛同するとともに、重ねてロシアに対し、攻撃の即時停止と部隊の撤収を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日

魚津市議会